

警備業法第 51 条の規定による医師の指定に関する事務手続について

平成 16 年 12 月 17 日

生 安 第 4 7 9 8 号

警 察 本 部 長

警備業法第 51 条の規定による医師の指定に関する事務手続について（通達）

一部改正〔平成 18 年第 161 号〕

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 51 条の規定による医師の指定に関し、その事務手続を次のように定め、平成 16 年 12 月 20 日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

一部改正〔平成 18 年第 161 号〕

記

1 趣旨

この通達は、警備業法第 51 条の規定による医師の指定に関する規則（平成 16 年埼玉県公安委員会規則第 7 号）第 3 条の規定に基づき、医師の指定に係る事務手続を定めるものとする。

一部改正〔平成 18 年第 161 号〕

2 指定の同意

生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）は、埼玉県公安委員会が医師を指定するに当たり、あらかじめ承諾書（様式第 1 号）により指定を受ける医師の同意を得るものとする。

一部改正〔平成 17 年第 657 号、27 年第 774 号〕

3 必要事項の説明

保安課長は、前記 2 の同意を得るに際しては、指定を受ける医師に対し警備業務の具体的な内容、認知、判断又は意思疎通の能力の欠如した者が警備業務に従事することによって生じる支障等について説明するものとする。

一部改正〔平成 17 年第 657 号、27 年第 774 号〕

4 指定書の交付

保安課長は、埼玉県公安委員会が医師を指定したときは、指定書（様式第 2 号）を交付す

るものとする。

一部改正〔平成 17 年第 657 号、27 年第 774 号〕

実施日

この通達は、平成 16 年 12 月 20 日から実施する。

実施日（平成 17 年 3 月 29 日務第 657 号）

この通達は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 18 年 1 月 18 日生企第 161 号）

この通達は、平成 18 年 1 月 18 日から実施する。

実施日（平成 21 年 11 月 27 日生企第 8585 号）

この通達は、平成 21 年 12 月 1 日から実施する。

実施日（平成 27 年 3 月 31 日務第 774 号）

この通達は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 3 年 2 月 13 日務第 235 号）

1 この通達は、令和 3 年 2 月 12 日から実施する。

2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

【様式省略】